

【1. 経緯】

- 2002年、イランによる18年間にわたる未申告の核活動が発覚。イランは2004年のEU3（英仏独）とのパリ合意に基づき同活動を停止したが、2006年以降、ウラン濃縮を再開・継続（イランは、平和目的と主張、IAEAとは一定の協力）。
- 2006年以降、5つの安保理決議が濃縮活動の停止等を要請。日本を含む各国は、安保理決議による制裁措置を実施。

【2. 国際社会の立場】

- 「対話」と「圧力」のデュアル・トラック・アプローチ。「対話」の扉は開きながらも「圧力」を強化。
 - ・ 「対話」：EU3（英仏独）+3（米露中）を中心に外交的解決に向け努力。
 - ・ 「圧力」：EU3+3が追加的措置を含む新たな安保理決議につき議論。
- ⇒ オバマ米大統領は、「今春、数週間以内の決議採択を目指す」（3月30日、米仏首脳会談後）旨発言。
- ⇒ 米中首脳会談（4月12日、核セキュリティ・サミット脇）でもイランの核問題につき協議。
- ⇒ 4月上旬から、ニューヨークにて新たな安保理決議につき議論を開始。
- ・ 安保理決議に向けた作業を優先しつつ、有志国の枠組みも追求したい構え。追加的措置は、イランの一般国民ではなく、革命防衛隊等をターゲットにしたものとしている。
- ・ 信頼醸成措置としてのテヘラン研究炉（TRR）用燃料供給提案については、「（イランが要求する）燃料の同時交換は受け入れられず、イランは（保有する低濃縮ウランを先に国外に出す）IAEA提案を受け入れるべき」との立場。

【3. 我が国の立場】

- 不拡散体制の堅持。イランの核問題の現状を深刻に懸念。平和的・外交的解決に向けた EU3+3 の努力を支持。
- 国際社会による追加的措置に加わることを躊躇しない。イランに対する措置の実効性・有効性を確保するためには、国際社会の一致した対応が不可欠。
- イランとの友好的な二国間関係を基礎に独自に問題解決を促す働きかけを継続。

【参 考】

<最近の展開 (2009年9月以降)>

昨年9月、イランの新たな濃縮施設(コム近郊)の建設が明らかになる。

10月、EU3+3とイランが協議を実施。

(基本合意事項) ①10月中のEU3+3とイランの再協議

→ イラン側は、核問題を議題とすることを拒否し、これまで同協議は実施されていない。

②新たな濃縮施設へのIAEAの査察受入

→ 10月以降、累次にわたりIAEA査察官が新たな濃縮施設を査察。

③イラン製低濃縮ウランの再濃縮・加工のための第三国(露・仏)への移送

→ イランは、テヘラン研究用原子炉 (TRR) 用の燃料供給のための、IAEAによる「イラン製低濃縮ウラン1.2トンの年内一括国外移送合意案」につき、燃料が確実に供給されとの保証を求め、イラン国内での同時交換を提案。米・欧等は、イラン側の提案は受け入れられないとの立場。

11月27日、IAEA理事会決議が採択(露・中も賛成。新たな濃縮施設の建設中止、他に未申告施設がないことの保証等を要求。)

→ イラン側は反発。11月29日、イラン政府は、イラン原子力庁に対し、新たにウラン濃縮施設10か所の建設計画を開始するよう指示。12月2日、アフマディネジャード大統領は、自国にて約20%ウラン濃縮実施を宣言。

本年1月16日、EU3+3政務局長が会合。

→ EU3+3政務局長は、イランの対応は不適切で、機会を捉えることに失敗したとし、イランに対する追加的措置に関する検討を開始した旨表明。

2月8日、イランは、約20%のウラン濃縮を自国で実施する旨IAEAに通報。

2月18日、IAEA事務局長報告が発出(低濃縮ウランは累計で2065kg、遠心分離機の設置数：8610機、稼働数：3772機)。

2月後半以降、EU3+3が、新たな安保理決議の要素案に関する議論を開始。